

## 改訂意匠審査基準（案）

「関連意匠」 関連部分

## 第Ⅴ部 関連意匠

---

### 1. 概要

---

デザインの開発においては、一のデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるという実態がある。関連意匠制度は、このように創作された群の意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする制度である。

意匠権は業として意匠の実施を専有する権利であることから、重複した権利が別々に行使可能となると、権利者自身も他者の権利により業として意匠を実施することができなくなる。そこで、このような事態が生じないよう、先願の規定（意匠法第9条）が定められている。

意匠法第10条の規定する関連意匠制度は、この先願の規定の例外として、登録のための要件と、権利に対する制限を課すことにより、重複した権利による弊害を排除しつつ、登録を認めるものである。

### 2. 関連意匠の審査における基本的な考え方

---

出願された意匠が、関連意匠として意匠登録を受けるためには、関連意匠としての所定の要件を満たしている必要がある。

よって、出願された意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとするものである場合は、審査官は、通常の意匠の登録要件のほか、関連意匠として意匠登録を受けるための所定の要件を満たすか否かを判断する。

### 3. 関連意匠の審査における具体的判断

---

#### 3.1 関連意匠に係る用語の記載

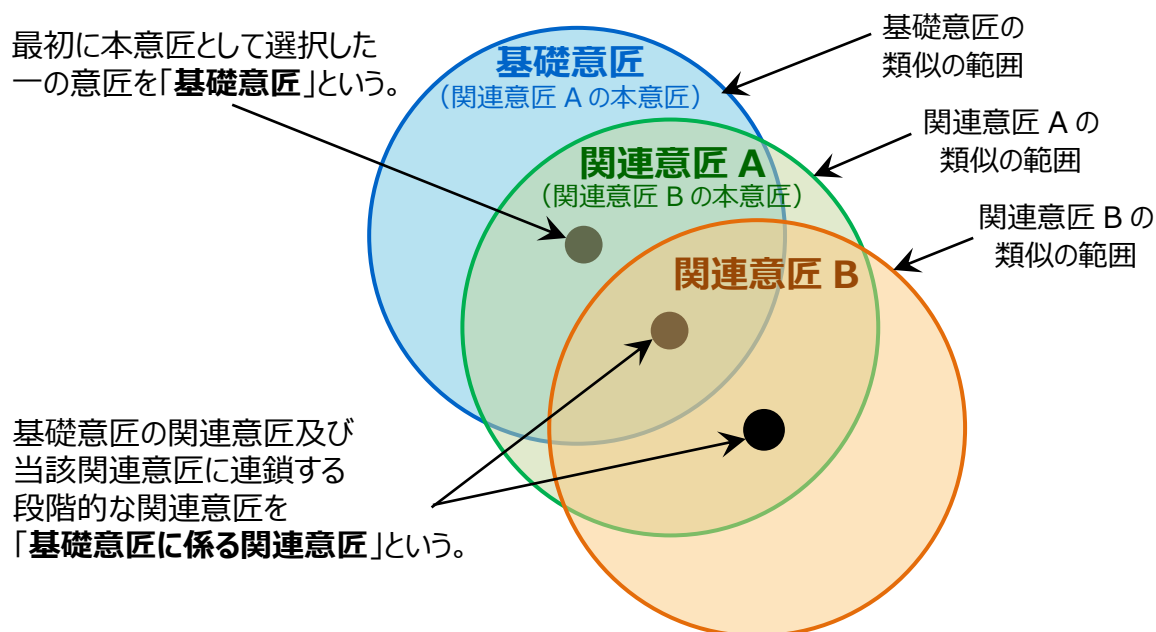
---

関連意匠として登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を選択しなければならないが、この選択された意匠のことを「本意匠」という（意匠法第10条第1項）。

本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という（意匠法第10条第7項）。また、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。

この部においては、基礎意匠にのみ該当する事項については「基礎意匠」と、基礎意匠だけで

なく、その他の本意匠にも該当する事項については「本意匠」と記載する。



### 3.2.意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

審査官は、意匠法第10条1項の規定に関し、基礎意匠の出願日や、関連意匠の出願日については、以下のように判断する。

#### (1) 優先権主張の効果が認められる場合

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、その主張の効果が認められるとき（優先権主張の効果の認否については第Ⅶ部参照）は、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、第一国の出願日を判断の基準日とする。

#### (2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の要件を満たす場合。

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、出願日の遡及が認められた場合は、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、遡及が認め

られたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

### (3) 国際意匠登録出願の場合

国際意匠登録出願については、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるとき（（１）参照）を除き、意匠法第１０条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、意匠法第６０条の６第１項の規定により意匠登録出願がされたときとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする。

## 3.3 関連意匠として意匠登録を受けるための要件

---

審査官は、出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けることができるか否かについて審査を行う際、以下の全ての要件を満たしているか否かを判断する。

- (１) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること（→3.3.1）
- (２) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること（→3.3.2）
- (３) 基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる場合は優先日）以後、１０年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること（→3.3.3）

### 3.3.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

---

関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人（本意匠について意匠権の設定の登録がなされている場合は本意匠の意匠権者）と同一でなければならない。

審査における判断は査定時であるが、意匠権の設定の登録時においても同一であることを要する。

### 3.3.2 本意匠に類似するものであること

---

出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けるためには、本意匠に類似するものでなければならない。

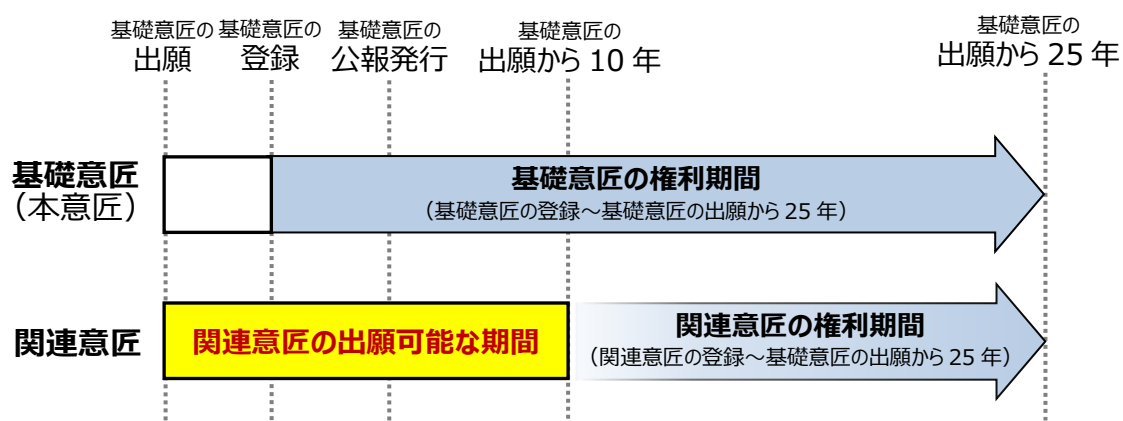
関連意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

（全体意匠同士の類否判断については、第６章「先願」（項番未定）「全体意匠と全体意匠の類否判断、部分意匠同士の類否判断については、同（項番未定）「部分意匠と部分意匠の類否判断、全体意匠と部分意匠との類否判断については、同（項番未定）「全体意匠と部分意匠との類否判断」を参照。）

### 3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願日から10年経過する日前でなければならない。

なお、基礎意匠の意匠登録出願の出願日及び関連意匠の出願日のいずれについても、優先権主張の効果が認められる場合は、意匠法第10条第1項の規定の適用については優先日に基づき判断される



### 3.4 本意匠等が満たさなければならない要件

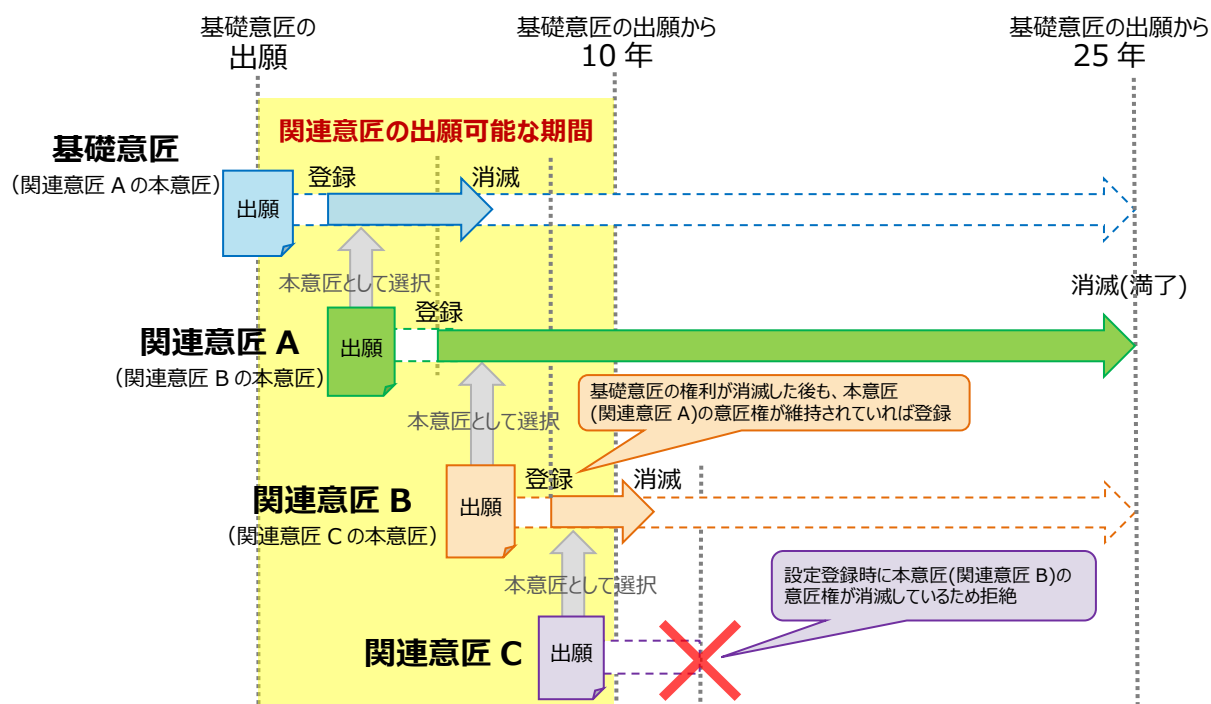
審査官は、出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けることができるか否かについて審査を行う際、関連意匠自体が満たさなければならない要件（上記 3.3 参照）に加え、本意匠等についても、以下の全ての要件を満たしているか否かを判断する。

- (1) 本意匠の権利が消滅等していないこと（→3.4.1）
- (2) 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと（→3.4.2）

#### 3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第10条第1項の規定に従い関連意匠を登録することはできない。

よって、審査官は、関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅していないこと、無効にすべき旨の審決が確定していないこと、及び放棄されていないことを確認する。



### 3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第6項の規定により、意匠登録を受けることができない。

よって、審査官は関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠に専用実施権が設定されていないことを確認する。

なお、本意匠に専用実施権が設定されている場合であっても、当該専用実施権の抹消（注）が登録された場合は、当該本意匠に対して関連意匠を登録することが可能となる。

（注）意匠法第27条第1項の規定により、この場合、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権の抹消登録は、全ての意匠について同時に設定しなければならない。

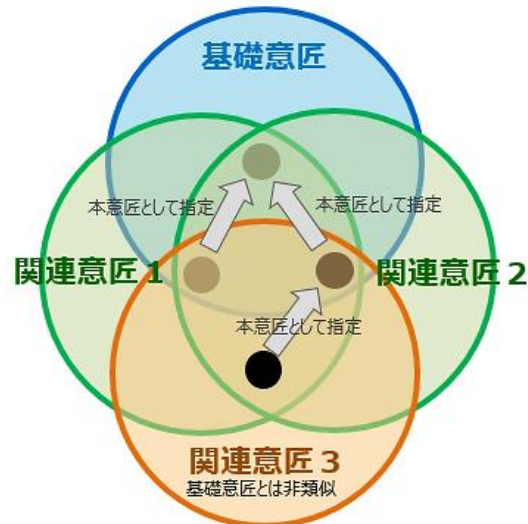
### 3.5 先願の規定の適用について

審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらの間において意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない（意匠法第10条第1項、同第4項、同第7項）。

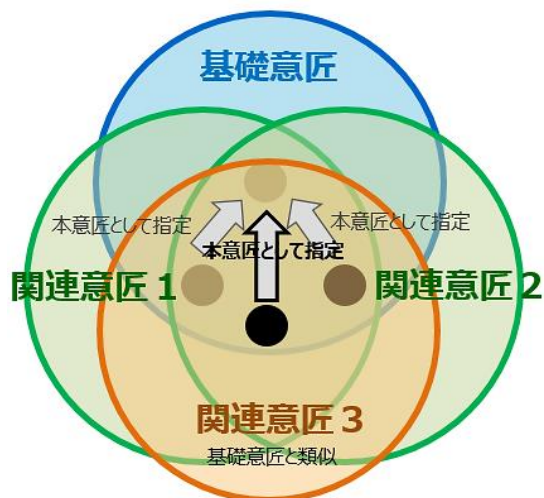
また、基礎意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とし、一の基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合

であっても、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

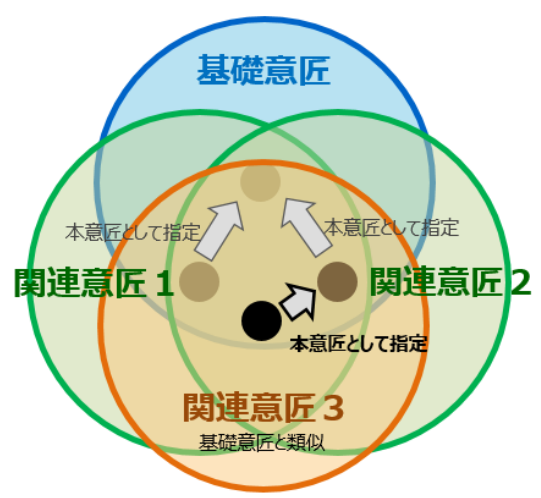
【事例1】以下のいずれの意匠との間においても  
先願(9条)の規定を適用しない



【事例2】以下のいずれの意匠との間においても  
先願(9条)の規定を適用しない



【事例3】以下のいずれの意匠との間においても  
先願(9条)の規定を適用しない



### 3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について

先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用は行わない（意匠法第10条第3項）。

### 3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について

---

公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の意匠（以下、「自己の意匠」という。）のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。

#### 3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは

---

自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。

#### 3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等

---

審査官は、公知となった自己の意匠であって、以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するものに限り、意匠法第10条第2項又は同第8項の規定を適用する。

- （1）基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張の効果が認められる場合は、当該優先権主張の基礎となる第一国の出願日。以下、3.7.2 内において同じ。）以降に公知となったもの
- （2）基礎意匠に係る関連意匠とそれぞれ同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
- （3）基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されている意匠

（注）外国等において公知となった意匠の場合には、上記（1）又は（2）の判断にあたり、時差も考慮して判断する。

#### 3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について

---

審査官は、公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠に係る関連意匠のうち、以下の（1）ないし（7）のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

- （1）当該関連意匠の意匠登録出願が放棄されたとき
- （2）当該関連意匠の意匠登録出願が取り下げられたとき

- (3) 当該関連意匠の意匠登録出願が却下されたとき
- (4) 当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき
- (5) 当該関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項の規定により消滅したとき
- (6) 当該関連意匠の意匠権を無効にすべき旨の審決が確定したとき
- (7) 当該関連意匠の意匠権が放棄されたとき

(注) 公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠と同一又は類似のものであるときも同様の取扱いとし、基礎意匠の意匠権が上記(5)ないし(7)と同様に消滅したときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

#### 3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項

- (1) 公知意匠については、意匠に係る物品等の製造者、販売者等が明記されていない場合も多いことから、審査官は、以下aないしdの各点等を考慮しつつ、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するか否かを判断する。

なお、意匠法第10条第2項及び同第8項の適用にあたり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する。

- a 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。
- b 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。
- c 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載により、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継がなされていることが明確である場合等は「自己の意匠」と扱う。
- d 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者にそのうちの一人が含まれている場合は「自己の意匠」と扱う。

- (2) 審査官が新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示した公知意匠について、出願人から、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論がなされた場合

- a 出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏付けが無く、単に自己の意匠であるとの内容の反論のみがなされた場合

この場合は、具体的な根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

- b 出願人から、当該公知意匠について、具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合

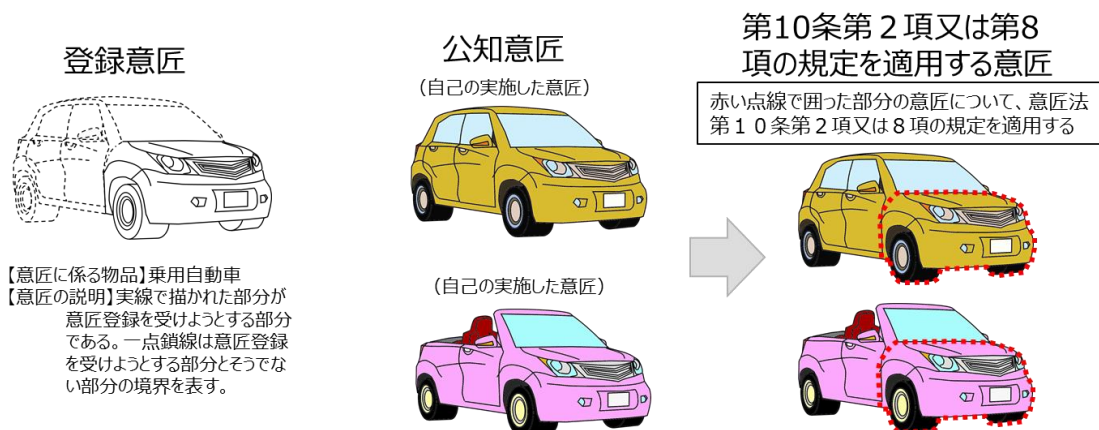
この場合は、審査官は、出願人からの反論を具体的根拠等に照らして検討し、当該公知意匠に対して、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定を適用すべきであるとの心証を形成した場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の根拠とする資料としない。

他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しない。

### 3.7.5 基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

基礎意匠やそれに係る関連意匠が部分意匠である場合は、審査官は、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用については、自己の公知意匠における、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分を、新規性や創作非容易性の判断の根拠とする資料から除外する。

#### 【事例】基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠の場合の例



### 3.7.6 公知となった自己の意匠に他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

公知となった自己の意匠に他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識出来る場合は、審査官は、他人が創作したものを除いた、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の意匠を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する。

#### 【事例1】基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部品の全体意匠の場合の例



#### 【事例2】完成品の全体意匠の場合の例

